平成十九年文部科学省・防衛省令第一号

する命令 措置法施行令第七条第三項の額の算定に関駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別

業につき法別表に掲げる割合を当該事業に要する機費に対する通常の国の交付金の額に、当該事額は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特額は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特額は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法値行令第七条第三項の規定により加算する特別措置は配置等の再編の円滑な実施に関する特別措 な実施に関する特別措置法施行令第七条第三項の規定に基づき、駐留軍等の再編の円滑 法施行令(平成十九年政令第二百六十八号)第七駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置 額の算定に関する命令を次のように定める。 ら一を控除して得た数を乗じて算定するものと 割合又はこれに相当するもので除して得た数かる経費に対する通常の国の負担若しくは補助の

二十九日)から施行する。 この命令は、法の施行の日(平成十九年八月) 附 則